

令和8年度青森県建設業ポータルサイト広告取扱仕様書

1 広告媒体

- (1) 名称 青森県建設業ポータルサイト
- (2) アクセス数 約12.8万ページビュー/月（令和5年1月～令和7年12月平均）

2 規格等

- (1) 位置 青森県建設業ポータルサイト全ページ共通 右側フレーム（別紙1のとおり）（<http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>）
- (2) 枠数 10枠
- (3) 種類 バナー広告
- (4) 規格
 - ア 広告スペース 縦60ピクセル、横234ピクセル
 - イ 形式 GIF、JPEG
 - ウ データ量 20KB以下
 - エ 画像のALT属性テキスト 「広告：」で始め、「広告：」を除き、全角30文字以内（半角60文字以内）
- (5) 禁止表現
 - ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
 - (例) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
 - イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの
 - (例) 高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
 - ウ 実際には機能しないもの
 - (例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
 - エ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
 - (例) 「入札情報」等、青森県建設業ポータルサイトのコンテンツの一部であるかのような表現
 - オ 閲覧者が意図しないページへリンクするもの
 - カ その他広告の表現として適当でないと認められるもの

3 掲載期間

- (1) 広告掲載期間等
 - 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
 - 広告を掲載する期間は、原則として1ヶ月単位とする。なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(2) 広告の掲載を開始する日

広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

(3) 広告の掲載を終了する日

広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(4) 広告掲載開始日又は広告掲載終了日の例外措置

広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次に掲げる日のいずれかに当たる場合は、直後の平日を当該日とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4 掲載期間の例外的措置

(1) 月途中掲載

広告掲載希望者から月途中掲載の希望があった場合、受注者は、広告掲載開始日及び広告掲載終了日について、発注者と事前に協議し、発注者の承認を得て掲載することができる。

(2) 広告料の算定

4 (1) の広告料の算定は、次式による。

{ 1ヶ月1枠掲載当たりの広告料 ÷ 30日 (1円未満の端数切捨) }

× 広告掲載日数

5 広告表示の方法

原則として広告掲載開始日の前日の午後1時以降に表示するものとし、広告掲載終了日の午後1時以降に表示を終了するものとする。

6 複数枠掲載

枠数に空きがある場合に限り、3枠分を上限として複数枠に掲載することができるものとする。この場合の広告スペース等の規格及び広告料の算定は、次表のとおりとする。

	2枠分掲載	3枠分掲載
広告スペース	縦120ピクセル、横234ピクセル	縦180ピクセル、横234ピクセル
データ量	40KB以下	60KB以下
広告料の算定	1枠分広告料に2を乗じて得た額	1枠分広告料に3を乗じて得た額

7 広告図案の提出等

(1) 広告主及び広告図案の提出

受注者は、広告掲載開始日の10日前までに、別紙2の青森県建設業ポータルサイト広告掲載申請書に必要事項を記入して、発注者に提出するものとする。

(2) データの提出

受注者は、発注者から承認を受けた後、広告掲載開始日の5日前までにデータを提出するものとする。

8 広告料の納入

(1) 納入の方法

広告料は、次に掲げる日までに、発注者が発する納入通知書により納入するものとする。

	納入期限	対象期間
1回目	令和8年 4月30日(木)	令和8年 4月1日 ～ 6月30日 掲載分
2回目	令和8年 7月31日(金)	令和8年 7月1日 ～ 9月30日 掲載分
3回目	令和8年10月30日(金)	令和8年10月1日 ～ 12月31日 掲載分
4回目	令和9年 1月29日(金)	令和9年 1月1日 ～ 3月31日 掲載分

(2) 対象期間の初日以降に掲載を開始した場合の取扱い

対象期間の初日に広告を掲載していない場合で、初日より後に掲載希望があった場合には、掲載期間の初日となる月の月末を納入期限として、発注者が発する納入通知書により広告料を納入するものとする。この場合、上記対象期間に応じて期間を区分し、対象となる期間の広告料を納入するものとする。

(3) 納入期限の例外措置

納入期限が次に掲げる日のいずれかに当たる場合は、直前の平日を納入期限とする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日

9 機器メンテナンス時の対応

機器メンテナンスのため、やむを得ずサーバを停止することとなった場合、発注者は受注者にあらかじめその旨を連絡するものとする。

(別紙2)

令和 年 月 日

青森県監理課長様

(受注者) 商号又は名称
代表者氏名

青森県建設業ポータルサイト広告掲載申請書

下記の広告主及び広告図案により、青森県建設業ポータルサイトへ掲載してください。

1. 広告主

広告主名	県内事業所等の有無 (有の場合、住所)	広告の内容	リンク先URL	掲載期間	掲載希望 枠数	広告料 (掲載月数×枠数)
				令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
				令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
				令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		

2. 広告図案 (画像貼付又は別紙に作成しても可)